

所得税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第十五条)

第二章 法人課税信託の受託者等に関する通則(第十六条)

第二章 課税所得の範囲

第一節 課税所得の範囲(第十七条)

第二節 非課税所得(第十八条―第三十条)

第三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(第三十一条―第五十条)

五十条)

第四節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税(第五十一条―第五十一条)

十一条の五)

第三章 所得の帰属に関する通則(第五十二条)

第四章 納税地(第五十三条―第五十七条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 課税標準の計算

第一節 各種所得の金額の計算

第一款 利子所得及び配当所得(第五十八条―第六十二条)

第二款 事業所得(第六十三条)

第三款 給与所得(第六十四条―第六十八条)

第四款 退職所得(第六十九条―第七十七条)

第五款 山林所得(第七十八条―第七十八条の三)

第六款 譲渡所得(第七十九条―第八十二条)

第七款 雑所得(第八十二条の二―第八十二条の四)

第二節 所得金額の計算の通則(第八十三条―第八十五条)

第三節 収入金額の計算(第八十六条―第九十五条)

第四節 必要経費等の計算

第一款 必要経費に算入されないもの(第九十六条―第九十八条の二)

二)

第二款 棚卸資産の評価

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章の二 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

同上

第三章 同上

第四章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 必要経費に算入されないもの(第九十六条―第九十八条)

第二款 同上

- 第一目 棚卸資産の評価の方法（第九十九条―第二百二条）
- 第二目 棚卸資産の取得価額（第二百三条・第二百四條）
- 第三款 有価証券の評価
 - 第一目 有価証券の評価の方法（第二百五条―第百八条）
 - 第二目 有価証券の取得価額（第二百九条―第百七条）
 - 第三目 譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等（第百八条・第百九条）
- 第三款の二 暗号資産の評価
 - 第一目 暗号資産の評価の方法（第二百九条の二―第百九条の五）
 - 第二目 暗号資産の取得価額（第二百九条の六・第百九条の七）
- 第四款 減価償却資産の償却
 - 第一目 減価償却資産の償却の方法（第二百十条―第百二十五条）
 - 第二目 減価償却資産の取得価額等（第二百六条―第百三十条）
 - 第三目 減価償却資産の償却費の計算（第百三十一条―第百三十六条）
- 第四目 減価償却資産の償却費の計算の細目（第百三十六条の二）
- 第五款 繰延資産の償却（第百三十七条）
- 第六款 少額の減価償却資産等の取得価額の必要経費算入（第百三十八条―第百三十九条の二）
- 第七款 資産損失（第百四十条―第百四十三条）
- 第八款 引当金
 - 第一目 貸倒引当金（第百四十四条―第百五十二条）
 - 第二目 退職給与引当金（第百五十三条―第百六十三条）
- 第九款 専従者控除（第百六十四条―第百六十七条）
- 第十款 特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入（第百六十七條の二）
- 第十一款 給与所得者の特定支出（第百六十七條の三―第百六十七條の五）
- 第四節の二 外貨建取引の換算（第百六十七條の六）
- 第五節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例（第百六十七條の七―第百七十八條）
- 第六節 その他の収入金額及び必要経費の計算の特例等

- 第一目 同上
- 第二目 同上
- 第三款 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
 - 第三目 同上
- 第三款の二 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
- 第四款 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
 - 第三目 同上
- 第四目 同上
- 第五款 同上
- 第六款 同上
- 第七款 同上
- 第八款 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
- 第九款 同上
- 第十款 同上
- 第十一款 同上
- 第四節の二 同上
- 第五節 同上
- 第六節 同上

第一款	事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第一百七十九条・第一百八十条）
第二款	資本的支出（第八十一条）
第三款	借地権等の更新料を支払った場合の必要経費算入（第八十二条）
第四款	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入（第八十二条の二）
第五款	生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算（第八十二条―第八十七条）
第七節	収入及び費用の帰属の時期の特例
第一款	リース譲渡（第八十八条―第九十一条）
第二款	工事の請負（第九十二条―第九十四条）
第三款	小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期（第九十五条―第九十七条）
第七節の二	リース取引（第九十七条の二）
第七節の三	信託に係る所得の金額の計算（第九十七条の三）
第八節	損益通算及び損失の繰越控除（第九十八条―第二百四条）
第二章	所得控除（第二百五条―第二百二十条）
第三章	税額控除（第二百二十条の二―第二百二十六条の二）
第四章	税額の計算の特例（第二百二十七条―第二百五十八条）
第五章	申告、納付及び還付
第一節	予定納税（第二百五十九条―第二百六十一条）
第二節	確定申告及びこれに伴う納付
第一款	確定申告（第二百六十二条―第二百六十四条）
第二款	延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五条・第二百六十六条）
第三款	納税の猶予（第二百六十六条の二・第二百六十六条の三）
第三節	還付
第一款	確定申告による還付（第二百六十七条―第二百七十条）
第二款	純損失の繰戻しによる還付（第二百七十一条―第二百七十三条）
第六章	修正申告の特例（第二百七十三条の二）
第七章	更正の請求の特例（第二百七十四条）

第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第七節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第七節の二	同上
第七節の三	同上
第八節	同上
第二章	同上
第三章	同上
第四章	同上
第五章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第三節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第六章	同上
第七章	同上

第八章 更正及び決定(第二百七十五条―第二百七十八条)

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 国内源泉所得(第二百七十九条―第二百九十一条の二)

第二章 非居住者の納税義務

第一節 非居住者に対する所得税の総合課税

第一款 課税標準、税額等の計算(第二百九十二条―第二百九十二条の十四)

第二款 申告、納付及び還付(第二百九十三条)

第三款 更正の請求の特例(第二百九十四条)

第四款 更正及び決定(第二百九十五条)

第二款 非居住者に対する所得税の分離課税(第二百九十六条・第二百九十七条)

第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務(第二百九十八条―第三百三条)

第二節 外国法人の納税義務(第三百三条の二―第三百六条の二)

第四編 源泉徴収

第一章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額(第三百七条―第三百十条)

第二節 年末調整(第三百十一条―第三百十六条)

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告(第三百十六条の二―第三百十九条の二)

第一章の二 退職所得に係る源泉徴収(第三百十九条の三―第三百十九
条の四)

第二章 公的年金等に係る源泉徴収(第三百十九条の五―第三百十九
条の十二)

第三章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収(第三百二十
条―第三百二十五条)

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収(第三百二十六
条)

第三節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収(第三百二十七
条)

第四章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収(第三百二十八条―第

第八章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二款 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一章の二 同上

第二章 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四章 同上

三百三十四条)

第五章 源泉徴収に係る所得税の徴収(第三百三十四条の二)

第五編 雑則(第三百三十五条―第三百五十六条)

附則

第五十七条 削除

(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)

第六十一条 省略

2 法第二十五条第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額は、同項に規定する事由の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 三 省略

四 法第二十五条第一項第四号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配(次号に掲げるものを除く。イにおいて「払戻し等」という

イ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該払戻し等を行った法人の当該払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等(当該直前の資本金等の額に(1)に掲げる金額のうち(2)に掲げる金額の占める割合(当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超える、かつ、(1)に掲げる金額が零以下である場合又は当該直前の資本金等の額が零を超える、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。)を乗じて計算した金額(当該払戻し等が法第二十五条第一項第四号に規定する資本の払戻しである場合において、当該計算した金額が当該払戻し等により減少した資本剰余金の額を超えるときは、その超える部分の金額を控除した金額)をいう。)を当該法人の当該払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額に同項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該払戻し等に係る株式の数を乗じて計算した金額

第五章 同上

第五編 同上

附則

(納税地の異動の届出)

第五十七条 法第二十条(納税地の異動の届出)に規定する届出は、同条の納税地の異動があつた後遅滞なく、異動前の納税地及び異動後の納税地を記載した書面をもつてしなければならない。

(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)

第六十一条 同上

2 同上

一 三 同上

四 法第二十五条第一項第四号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配(次号に掲げるものを除く。以下この号において「払戻し等」という。) 当該払戻し等を行った法人の当該払戻し等の直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合(当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超える、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合又は当該直前の資本金等の額が零を超える、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。)を乗じて計算した金額を当該法人の当該払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額に同項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該払戻し等に係る株式の数を乗じて計算した金額

イ 当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

ロ 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は当該解散による残余財産の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額(法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産

(1) 当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

(2) 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は当該解散による残余財産の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額（当該減少した資本剰余金の額又は当該合計額が(1)に掲げる金額を超える場合には、(1)に掲げる金額）

ロ

当該資本の払戻しを行った法人が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合 法第二十五条第一項に規定する株主等が当該資本の払戻しの直前に有していた当該法人の当該資本の払戻しに係る株式の種類ごとに、当該法人の当該直前のその種類の株式に係る払戻対応種類資本金額（当該直前の当該種類の株式に係る法人税法施行令第八条第二項（資本金等の額）に規定する種類資本金額（ロにおいて「直前種類資本金額」という。）に種類払戻割合（1）に掲げる金額のうち（2）に掲げる金額の占める割合をいい、直前種類資本金額又は当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、(1)に掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該金額が(2)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)又は(ii)に定める金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。

（を当該法人の当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数で除して計算した金額に当該株主等が当該直前に有していた当該法人の当該種類の株式の数を乗じて計算した金額の合計額

(1) イ(1)に掲げる金額に当該資本の払戻しの直前の資本金等の額のうち直前種類資本金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額が(1)に掲げる金額を超える場合には、(1)に掲げる金額）

(i) 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうち当該種類の株式に係る部分の金額が明らかな場合 当該金額

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額に当該資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに

にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額（当該減少した資本剰余金の額又は当該合計額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）

係る各種類の株式に係る法人税法施行令第八条第二項に規定する種類資本金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）の合計額のうちに直前種類資本金額の占める割合（当該合計額が零である場合には、一）を乗じて計算した金額

五 法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配（以下この号において「出資等減少分配」という。） 当該出資等減少分配を行った投資法人の当該出資等減少分配の直前の分配対応資本金額等（当該直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいい、当該計算した金額が当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（ロにおいて「出資総額等減少額」という。）を超える場合にはその超える部分の金額を控除した金額とする。）を当該投資法人の発行済みの投資口（その有する自己の投資口を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該投資法人の投資口の数を乗じて計算した金額

イ 省 略

ロ 出資総額等減少額（当該出資総額等減少額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）

六 法第二十五条第一項第五号から第七号までに掲げる事由（以下この号において「自己株式の取得等」という。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 省 略

ロ 当該自己株式の取得等をした法人が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合 当該法人の当該自己株式の取得等の直前の当該自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る法人税法施行令第八条第二項に規定する種類資本金額を当該直前の当該種類の株式（当該法人が当該自己株式の取得等の直前に有する自己の株式を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該自己株式の取得等に係る

五 法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配（以下この号において「出資等減少分配」という。） 当該出資等減少分配を行った投資法人の当該出資等減少分配の直前の分配対応資本金額等（当該直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該投資法人の発行済みの投資口（その有する自己の投資口を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該投資法人の投資口の数を乗じて計算した金額

イ 同 上

ロ 当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（当該金額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）

六 同 上

イ 同 上

ロ 当該自己株式の取得等をした法人が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合 当該法人の当該自己株式の取得等の直前の当該自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る種類資本金額（法人税法施行令第八条第二項（資本金等の額）に規定する種類資本金額をいう。）を当該直前の当該種類の株式（当該法人が当該自己株式の取得等の直前に有する自己の株式を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有して

当該種類の株式の数を乗じて計算した金額（当該直前の当該種類資本金額が零以下である場合には、零）

3 7 省 略

（企業組合等の分配金）

第六十二条 次に掲げる分配金の額は、法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の収入金額とする。

- 一 企業組合の組合員が中小企業等協同組合法第五十九条第三項（剰余金の配当）の規定によりその企業組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金

二 四 省 略

五 労働者協同組合の組合員が労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第七十七条第二項（剰余金の配当）の規定によりその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金

2 3 省 略

4 法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等から支払を受ける同法第六十条の二第一号（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）に掲げる金額で同条の規定により当該協同組合等の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものは、配当所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

（譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産）

第八十一条 法第三十三条第二項第一号（譲渡所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第三条各号（棚卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産
- 二 減価償却資産で第三百三十八条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）の規定に該当するもの（同項に規定する取得価額が十万円未満であるものうち、その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。）

三 省 略

いた当該法人の当該自己株式の取得等に係る当該種類の株式の数を乗じて計算した金額（当該直前の当該種類資本金額が零以下である場合には、零）

3 7 同 上

（企業組合等の分配金）

第六十二条 同 上

- 一 企業組合の組合員が中小企業等協同組合法第五十九条第三項（企業組合の剰余金の配当）の規定によりその企業組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金

二 四 同 上

2 3 同 上

4 法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等から支払を受ける同法第六十条の二第一項第一号（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）に掲げる金額で同項の規定により当該協同組合等の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものは、配当所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）

第八十一条 法第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第三条各号（たな卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産
- 二 減価償却資産で第三百三十八条（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）の規定に該当するもの（同条に規定する取得価額が十万円未満であるものうち、その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。）

三 同 上

(国庫補助金等の範囲)

第八十九条 法第四十二条第一項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一 三省略

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第二十九条第一号(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金

五 省略
六 省略

(国庫補助金等に係る固定資産の償却費の計算等)

第九十条 法第四十二条第一項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十二条第一項の減価償却資産の取得をした場合 当該減価償却資産に係る同項に規定する国庫補助金等(以下この条において「国庫補助金等」という。)の額に相当する金額に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の取得に要した金額

ロ 当該減価償却資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

二 法第四十二条第一項の減価償却資産の改良をした場合 当該減価償却資産に係る国庫補助金等の額に相当する金額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の改良に要した金額

ロ 当該減価償却資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費

(国庫補助金等の範囲)

第八十九条 同上

一 三省略

四 同上
五 同上

(国庫補助金等に係る固定資産の償却費の計算等)

第九十条

額の累積額を控除した金額

2| 法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けた固定資産（山林を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）について行うべき法第四十九条第一項に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 法第四十二条第一項の規定の適用を受けた固定資産については、その固定資産の取得に要した金額（山林については、植林費の額。次号及び次条第二項において同じ。）又は改良費の額に相当する金額からその固定資産に係る国庫補助金等の額に相当する金額を控除した金額をもつて取得し、又は改良したものとみなし、当該国庫補助金等の額に相当する金額から前項第一号又は第二号に定める金額を控除した金額に相当する金額は、同項第一号口又は第二号口に規定する期間に係る当該償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつたものとみなす。

二 省略

（総収入金額に算入されない条件付国庫補助金等の額の計算等）

第九十一条 法第四十三条第二項（条件付国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産の取得に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の取得に要した金額

ロ 当該減価償却資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

法第四十二条第一項又は第二項（国庫補助金等の総収入金額不算入）の規定の適用を受けた固定資産（山林を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）について行うべき法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等により取得し、又は改良した固定資産については、その固定資産の取得に要した金額（山林については、植林費の額。次号において同じ。）又は改良費の額に相当する金額から同項の規定により総収入金額に算入されない金額に相当する金額を控除した金額をもつて取得し、又は改良したものとみなす。

二 同上

（総収入金額に算入されない条件付国庫補助金等の額の計算等）

第九十一条 法第四十三条第二項（条件付国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 同上

イ 当該資産の取得に要した金額

ロ 当該資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

二 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産の改良に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の改良に要した金額

ロ 当該減価償却資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

三 省 略

2 法第四十三条第一項に規定する国庫補助金等により取得し、又は改良した固定資産について行うべき法第四十九条第一項に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該固定資産は、その取得に要した金額又は改良費の額に相当する金額から当該国庫補助金等の額のうち法第四十三条第二項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額を控除した金額をもつて取得し、又は改良したものとみなし、当該確定した部分に相当する金額から前項第一号又は第二号に定める金額を控除した金額に相当する金額は、同項第一号口又は第二号口に規定する期間に係る当該償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつたものとみなす。

(収用に類するやむを得ない事由)

第九十三条 法第四十四条(移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入)に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、租税特別措置法第三十三条第一項各号(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買取若しくは権利の消滅、同条第四項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく使用、同項第二号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の取壊し若しくは除去若しくは同項第三号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の除却又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第四百四十九条(権利消滅期日における権利の帰属等)の規定による

二 同上

イ 当該資産の改良に要した金額

ロ 当該資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

三 同 上

2 法第四十三条第一項に規定する国庫補助金等により取得し又は改良した固定資産について行うべき法第四十九条第一項に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該資産は、その取得に要した金額(山林については、植林費の額)又は改良費の額に相当する金額から当該国庫補助金等の額のうち法第四十三条第二項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額を控除した金額をもつて取得し又は改良したものとみなし、当該確定した部分に相当する金額から前項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する金額は、同項第一号口又は第二号口に規定する期間に係る当該償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつたものとみなす。

(収用に類するやむを得ない事由)

第九十三条 法第四十四条(移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入)に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、租税特別措置法第三十三条第一項各号(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買取若しくは権利の消滅、同条第三項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく使用、同項第二号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の取壊し若しくは除去若しくは同項第三号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の除却又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第四百四十九条(権利消滅期日における権利の帰属等)の規定による

同法第五十三條（補償金）に規定する権利の消滅とする。

（必要経費に算入される資産の額）

第九十八條の二 法第四十五條第三項（家事関連費等の必要経費不算入等）に規定する政令で定める額は、同項の資産の販売又は譲渡及び資産の引渡しを要する役務の提供に係る不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額のうち、これらの資産（同項各号に掲げる場合に該当する場合における当該各号の取引に係るものを除く。）が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した資産 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

二 自己の製造等（製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為をいう。以下この号において同じ。）に係る資産 当該資産の製造等のために直接に要した原材料費の額

三 前二号に規定する方法以外の方法により取得をした資産（次号に掲げるものを除く。） その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額

四 贈与、相続又は遺贈により取得をした資産（第九十三條第二項第一号（棚卸資産の取得価額）に掲げる棚卸資産又は法第六十條第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により取得した法第五十九條第一項（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する資産に限る。以下この号において「受贈等資産」という。） 当該受贈等資産が当該贈与、相続又は遺贈に係る贈与者又は被相続人において第一号からこの号までに掲げる資産のいずれに該当するかに応じこれらの者におけるそれぞれこれらの号に定める金額

（棚卸資産の取得価額）

第九十三條 第九十九條第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第九十九條の二

第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による棚卸資産の評価額の

同法第五十三條（補償金）に規定する権利の消滅とする。

（棚卸資産の取得価額）

第九十三條 第九十九條第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第九十九條の二

第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による棚卸資産の評価額の

計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この号において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 省 略

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

三 前二号に規定する方法以外の方法により取得した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 省 略

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げる棚卸資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

一 省 略

二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した棚卸資産 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額に当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額

3 法第四十一条第二項（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）の規定により取得したものとみなされる同項に規定する農産物の第一項に規定する取得価額は、同条第二項に規定する収穫価額に当該農産物を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする。

（資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額）

第百十四条 居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」とい

計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 同上

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この条において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 同上

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

三 同上

イ 同上

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げる棚卸資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に掲げる金額とする。

一 同上

二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した棚卸資産 当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額に当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額

3 法第四十一条第二項（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）の規定により取得したものとみなされる同項に規定する農産物の第一項に規定する取得価額は、同条第二項に規定する収穫価額に当該農産物を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする。

（資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額）

第百十四条 居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」とい

う。)を発行した法人の資本の払戻し(法第二十五条第一項第四号(配当等とみなす金額)に規定する資本の払戻しをいう。第一号において同じ。)
(又は解散による残余財産の分配(以下この項において「払戻し等」という。))として金銭その他の資産を取得した場合には、その払戻し等のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による旧株の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧株一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額から旧株一株の従前の取得価額に当該払戻し等に係る第六十一条第二項第四号イ(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する割合(次の各号に掲げる場合には、当該払戻し等に係る当該各号に定める割合。第五項において「払戻し等割合」という。))を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

一 当該払戻し等が二以上の種類の株式を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合 当該旧株に係る第六十一条第二項第四号ロに規定する種類払戻し割合

二 当該払戻し等が法第二十四条第一項(配当所得)に規定する出資等減少分配である場合 第六十一条第二項第五号に規定する割合

254 省 略

5 第一項に規定する旧株を発行した法人は、同項に規定する払戻し等を行つた場合には、当該払戻し等を受けた個人に対し、当該払戻し等に係る払戻し等割合を通知しなければならない。

(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)

第三百三十八条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産(第二十條第一項第六号及び第二十條の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げるものを除く。)で、取得価額(第二百二十六條第一項各号又は第二項(減価償却資産の取得価額)の規定により計算した価額をいう。次条第一項において同じ。)(が十万円未満であるもの(貸付け(主要な業務として行われるものを除く。))の用に供したものを除く。))又は第八十一条第一号(資本的支出)に規定する使用可能期間が一年未満であるものについては、第四款(減価償却資産の償却)の規定にかかわらず、その取得価額に相当する金額を

う。)を発行した法人の資本の払戻し(法第二十五条第一項第四号(配当等とみなす金額)に規定する資本の払戻しをいう。))又は解散による残余財産の分配(以下この項において「払戻し等」という。))として金銭その他の資産を取得した場合には、その払戻し等のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による旧株の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧株一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額から旧株一株の従前の取得価額に当該払戻し等に係る第六十一条第二項第四号(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する割合(当該払戻し等が法第二十四条第一項(配当所得)に規定する出資等減少分配である場合には、当該出資等減少分配に係る第六十一条第二項第五号に規定する割合。第五項において「払戻し等割合」という。))を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

254 同 上

5 第一項に規定する旧株を発行した法人は、同項に規定する払戻し等を行つた場合には、当該払戻し等を受けた個人に対し、当該払戻し等に係る払戻し等割合を通知しなければならない。

(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)

第三百三十八条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産(第二十條第一項第六号及び第二十條の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げるものを除く。)で、第八十一条第一号(資本的支出)に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額(第二百二十六條第一項各号若しくは第二項(減価償却資産の取得価額)の規定により計算した価額をいう。次条第一項において同じ。)(が十万円未満であるものについては、第四款(減価償却資産の償却)の規定にかかわらず、その取得価額に相当する金額を、その者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、

、その者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 | 前項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(一括償却資産の必要経費算入)

第百三十九条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で取得価額が二十万円未満であるもの(第百二十条第一項第六号及び第百二十条の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げるもの並びに前条第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象資産」という。)については、その居住者が当該対象資産(貸付け(主要な業務として行われるものを除く。))の用に供したものを除く。)の全部又は特定の一部を一括したものを(以下この項及び次項において「一括償却資産」という。)の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後三年間の各年の費用の額とする方法を選択したときは、第四款(減価償却資産の償却)の規定にかかわらず、当該一括償却資産につき当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該一括償却資産の取得価額の合計額(次項及び第三項において「一括償却対象額」という。)を三で除して計算した金額とする。

2・3 省 略

4 | 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(医療費の範囲)

第二百七条 法第七十三条第二項(医療費控除)に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他財務省令で定める状況に依りて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 六 省 略

七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項(定義)に規定する喀痰吸引等又は同法附則第十一条第一項(認定特定行為業務従事者に係る特例)に規定する認定特定行

山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(一括償却資産の必要経費算入)

第百三十九条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で取得価額が二十万円未満であるもの(第百二十条第一項第六号及び第百二十条の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げるもの並びに前条の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象資産」という。)については、その居住者が当該対象資産(以下この条において「一括償却資産」という。)の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後三年間の各年の費用の額とする方法を選択したときは、第四款(減価償却資産の償却)の規定にかかわらず、当該一括償却資産につき当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該一括償却資産の取得価額の合計額(以下この条において「一括償却対象額」という。)を三で除して計算した金額とする。

2・3 同 上

(医療費の範囲)

第二百七条 法第七十三条第二項(医療費の範囲)に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他財務省令で定める状況に依りて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 六 同 上

七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項(定義)に規定する喀痰吸引等又は同法附則第三十一条第一項(認定特定行為業務従事者に係る特例)に規定する認定特定行

為業務従事者による同項に規定する特定行為

(国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得)

第二百二十五条の三 次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得は、法第九十五条第四項第二号(外国税額控除)に掲げる国外源泉所得に含まれるものとする。

一 三 省 略

2 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、法第九十五条第四項第二号に掲げる国外源泉所得に含まれないものとする。

(確定申告書に関する書類等の提出又は提示)

第二百六十二条 法第二十條第三項第一号(確定所得申告)(法第二百二十二條第三項(還付等を受けるための申告)、第二百二十三條第三項(確定損失申告)、第二百二十五條第四項(年の中途中途で死亡した場合の確定申告)及び第二百二十七條第四項(年の中途中途で出国をする場合の確定申告)において準用する場合を含む。)に掲げる居住者は、次に掲げる書類又は電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この項において同じ。)を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならぬ。ただし、第二号から第五号までに掲げる書類又は電磁的記録印刷書面で法第九十條第二号(年末調整)の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第七十四條第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料、法第七十五條第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金(第三号において「小規模企業共済等掛金」という。)、法第七十六條第一項(生命保険料控除)に規定する新生命保険料(第四号イにおいて「新生命保険料」という。)、若しくは旧生命保険料(第四号ロにおいて「旧生命保険料」という。)、同条第二項に規定する介護医療保険料(第四号ハにおいて「介護医療保険料」という。)、同条第三項に規定する新個人年金保険料(第四号ニにおいて「新個人年金保険料」という。)、若しくは旧個人年金保険料(第四号ホにおいて「旧個人年金保険料」という。))又は法第七十七條第

為業務従事者による同項に規定する特定行為

(国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得)

第二百二十五条の三 次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得は、法第九十五条第四項第二号(外国税額控除)に規定する国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得とする。

一 三 同 上

(確定申告書に関する書類等の提出又は提示)

第二百六十二条 同上

(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)

第二百八十一条 省 略

254 省 略

5 前項第三号及び第十項第三号において、組合契約とは次の各号に掲げる契約をいい、組合財産とは当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約 同法第六百六十八条(組合財産の共有)に規定する組合財産

二5四 省 略

6 省 略

7 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項第四号ロの非居住者を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が前項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとして、同項の規定を適用する。

一・二 省 略

三 第一項第四号ロの非居住者がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の資本の払戻し(法第二十五条第一項第四号(配当等とみなす金額)に規定する資本の払戻しをいう。ロにおいて同じ。)又は解散による残余財産の分配(以下この号において「払戻し等」という。)として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、「払戻し等」という。)の区分に応じそれぞれ次に定める割合が百分の五以上であるとき。

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該払戻し等に係る払戻等割合(第百

十四条第一項(資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額)に規定する払戻等割合をいう。ロにおいて同じ。)に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合

(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)

第二百八十一条 同 上

254 同 上

5 同 上

一 民法第六百六十七条(組合契約)に規定する組合契約 同法第六百六十八条(組合財産の共有)に規定する組合財産

二5四 同 上

6 同 上

7 同 上

一・二 同 上

三 第一項第四号ロの非居住者がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の資本の払戻し(法第二十五条第一項第四号(配当等とみなす金額)に規定する資本の払戻しをいう。)又は解散による残余財産の分配(以下この号において「払戻し等」という。)として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、「払戻し等」という。)の区分に応じそれぞれ次に定める割合が百分の五以上であるとき。

一 項(資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額)に規定する払戻し等割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

ロ 当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行った資本の払戻しである場合、当該払戻し等に係る株式又は出資の種類ごとに、その種類の株式又は出資に係る払戻等割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の当該種類の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合の合計割合

8510 省略

（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）

第二百九十二条 省略

2 非居住者の法第六十五条第一項に規定する総合課税に係る所得税（恒久的施設帰属所得に係る部分に限る。）の課税標準及び税額につき、同項の規定により前編第一章、第二章及び第四章（居住者に係る課税標準の計算等）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第二項 （確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）	省略	省略	省略
	省略	省略	省略
第七十九条第一項 （資産の譲渡とみなされる行為）	省略	省略	省略
	省略	省略	省略
第八十二条の四第二項（勤労者財産形成基金契約に基づいて支出された信託金等の取扱い	省略	省略	省略
	省略	省略	省略

8510 同上

（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）

第二百九十二条 同上

2 同上

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

第九十八條の二第二号（必要経費に算入される資産の額）	第百零二条第二項（棚卸資産の評価の方法の選定）	第百零三条第一項第二号（棚卸資産の取得価額）	第百零一条の二第三項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）	第百零三条第二項第一号（減価償却資産の償却の方法の選定）	第百零三条第二項第三号	第百零六条第一項第二号（減価償却資産の取得価額）
行為	省略	省略	省略	省略	省略	省略
行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	省略	省略	省略	省略	省略	省略

第九十六条第二号（家事関連費）	同上	同上	同上	同上	同上	同上
取引	同上	同上	同上	同上	同上	同上
取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第二百二十六条第一項第三号	第二百二十六条第一項第四号	第七十四条第一項（借地権等の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費）	第七十四条第二項	第七十五条第一項（借地権等の設定をした土地の底地の取得費等）及び第七十六条第一項（借地権の転貸に係る取得費）	第八十九条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）及び第九十一条第七項（事業の廃止、死亡等の場合のリース譲渡に係る収入及び費
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

用の帰属時期)

3・4 省略

(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例)

第三百一条 法第七十七条第一項(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例)に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項(地縁による団体)に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四十七条第二項(成立等)に規定する管理組合法人及び同法第六十六条(建物の区分所有に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十号)第七条の二第一項(変更の登記)に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十三条第一項(法人格)に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項(定義)に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五条第一項(マンション建替事業の施行)に規定するマンション建替組合、同法第六十六条(マンション敷地売却事業の実施)に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四条(敷地分割事業の実施)に規定する敷地分割組合とする。

2 法第七十七条第二項に規定する政令で定める場合は、同条第一項に規定する内国法人が、同条第二項に規定する他の内国法人(以下この項において「他の内国法人」という。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の同条第一項に規定する株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第二項に規定する配当等の額に係る基準日等(法人税法施行令第二十二条第一項(関連法人株式会社等の範囲)に規定する基準日等をいう。)において有している場合とする。

第三百二条及び第三百三条 削除

(保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示)

用の帰属時期)

3・4 同上

第三百一条から第三百三条まで 削除

(保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示)

第三百十九条 法第九十六條第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に

規定する給与所得者の保険料控除申告書を提出する居住者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（第二百六十二條第二項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する電子証明書等をいう。次条第二項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（第二百六十二條第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。）を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 当該申告書に法第九十六條第一項第二号に規定する社会保険料（法第七十四條第二項第五号（社会保険料控除）に掲げるものに限る。）の金額を記載する場合 当該社会保険料の金額

二 当該申告書に法第九十六條第一項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額を記載する場合 当該小規模企業共済等掛金の額

三 当該申告書に法第九十六條第三号に規定する新生命保険料の金額を記載する場合 当該新生命保険料の金額（その年において当該新生命保険料の金額に係る法第七十六條第五項（生命保険料控除）に規定する新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって当該新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新生命保険料に係る部分の金額として第二百八條の五第一項（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項

四 当該申告書に法第九十六條第三号に規定する旧生命保険料の金額を記載する場合において、当該旧生命保険料の金額に係る法第七十六條第六項に規定する旧生命保険契約等のうちに当該旧生命保険契約等に基づきその年中に支払った当該旧生命保険料の金額（その年において当該旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは

第三百十九条 法第九十六條第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に

規定する給与所得者の保険料控除申告書を提出する居住者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類又は電磁的記録印刷書面（第二百六十二條第一項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する電磁的記録印刷書面をいう。以下この条において同じ。）を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 当該申告書に法第九十六條第一項第二号に規定する社会保険料（法第七十四條第二項第五号（社会保険料控除）に掲げるものに限る。）の金額を記載する場合 当該社会保険料の金額を証する書類

二 当該申告書に法第九十六條第一項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額を記載する場合 当該小規模企業共済等掛金の額を証する書類

三 当該申告書に法第九十六條第三号に規定する新生命保険料の金額を記載する場合 当該新生命保険料の金額（その年において当該新生命保険料の金額に係る法第七十六條第五項（生命保険料控除）に規定する新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって当該新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新生命保険料に係る部分の金額として第二百八條の五第一項（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（第二百六十二條第二項に規定する電子証明書等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面

四 当該申告書に法第九十六條第三号に規定する旧生命保険料の金額を記載する場合において、当該旧生命保険料の金額に係る法第七十六條第六項に規定する旧生命保険契約等のうちに当該旧生命保険契約等に基づきその年中に支払った当該旧生命保険料の金額（その年において当該旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは

割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）が九千円を超えるものがあるとき 当該九千円を超える旧生命保険料の金額その他財務省令で定める事項

五 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する介護医療保険料の金額を記載する場合 当該介護医療保険料の金額（その年において当該介護医療保険料の金額に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該介護医療保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項

六 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する新個人年金保険料の金額を記載する場合 当該新個人年金保険料の金額（その年において当該新個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新個人年金保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項

七 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する旧個人年金保険料の金額を記載する場合 当該旧個人年金保険料の金額（その年において当該旧個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは

割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）が九千円を超えるものがあるとき 当該九千円を超える旧生命保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

五 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する介護医療保険料の金額を記載する場合 当該介護医療保険料の金額（その年において当該介護医療保険料の金額に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該介護医療保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

六 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する新個人年金保険料の金額を記載する場合 当該新個人年金保険料の金額（その年において当該新個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新個人年金保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

七 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する旧個人年金保険料の金額を記載する場合 当該旧個人年金保険料の金額（その年において当該旧個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは

は割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項

八 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する地震保険料の金額を記載する場合 当該地震保険料の金額その他財務省令で定める事項

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項等の電磁的方法による提供）

第三百十九条の二 省 略

2 法第九十八条第五項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、法第九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、前条に規定する書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供するときは、当該書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を当該申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）

第三百三十六条 省 略

2 5 省 略

6 利子等又は配当等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託等に係る非課税）、第七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第七十七条（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項から第三項まで（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）

は割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

八 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する地震保険料の金額を記載する場合 当該地震保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項等の電磁的方法による提供）

第三百十九条の二 同 上

2 法第九十八条第五項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、法第九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、前条第三号から第八号までに定める書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供するときは、当該書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を当該申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）

第三百三十六条 同 上

2 5 同 上

6 利子等又は配当等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託等に係る非課税）、第七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項から第三項まで（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課

、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九条の四の二第二項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）

第三百三十九条 省 略

256 省 略

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託等に係る非課税）、第一百七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第一百七十七条（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）若しくは第八十条の二第二項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第二項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項から第三項まで（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九条の四の二第二項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8510 省 略

（償還金等の支払調書の提出範囲）

第三百五十二条の二 法第二百五条第一項第十一号（支払調書及び支払通知書）に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七条第二項（成立等）に規定する管理組合法人及び同

税の特例）、第九条の四の二第一項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）

第三百三十九条 同 上

256 同 上

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託等に係る非課税）、第一百七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若しくは第八十条の二第二項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第二項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項から第三項まで（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九条の四の二第二項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8510 同 上

（償還金等の支払調書の提出範囲）

第三百五十二条の二 法第二百五条第一項第十一号（支払調書及び支払通知書）に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七条第二項（成立等

法第六十六条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替等等の円滑化に関する法律第五十一条（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第一百六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。

2 省略

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三百十九条の改正規定及び第三百十九条の二第二項の改正規定並びに附則第六条の規定 令和四年十月一日
- 二 目次の改正規定、第五十七条の改正規定、第二編第一章第四節第一款に一条を加える改正規定、第三百三条の改正規定及び第二百九十二条第二項の表の改正規定 令和五年一月一日
- 三 第三百一条から第三百三条までの改正規定、第三百三十六第六項及び第三百三十九条第七項の改正規定並びに第三百五十二条の二第一項の改正規定並びに附則第七条及び第八条の規定 令和五年十月一日
- 四 第六十二条の改正規定 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第六十一条第二項第四号（ロに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下

）に規定する管理組合法人及び同法第六十六条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替等等の円滑化に関する法律第五十一条（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第一百六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。

2 同上

「施行日」という。）以後に行われる同号に規定する払戻し等について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第八十九条第四号の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金について適用する。

（少額の減価償却資産等に関する経過措置）

第四条 新令第三百三十八条及び第三百三十九条の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については、なお従前の例による。

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第五条 新令第二百六十二条第一項の規定は、施行日以後に令和四年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に令和三年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

（保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第六条 新令第三百十九条の規定は、令和四年十月一日以後に提出する所得税法第九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した当該給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第七条 新令第三百三十六条第六項の規定は、令和五年十月一日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払の確定した改正前の所得税法施行令（次条において「旧令」という。）第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第八条 新令第三百三十九条第七項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けた旧令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

(保険業法施行令の一部改正)

第九条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)

第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める

法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)

第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める

法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法

施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第九十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百一十一号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百零二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第

施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第九十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百一十一号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百零二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第

三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十七条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八号第二項第一号及び第十六号第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四号の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百八号第五項及び第三百七号の十五第六項、所得税法第七十六号第五項第一号及び第六項第四号、第六十一号第一項第十四号並びに第二百二十五号第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六号第二項第一号、第八十三号第三項第一号、第二百九号第一項、第二百二十五号の三第一項第三号、第二百二十五号の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八号第六項第一号及び第三百二十六号第二項第一号、法人税法施行令第四十五号の三第三号、第四百四十五号の九、第七十七号第三号並びに附則第十六号第一項、第十七号及び第十八号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七号並びに第十号第一項、船主相互保険組合法第八号、地方税法第三十四号第一項第五号及び第七項並びに第三百十四号の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九号第一項第十八号、第七十六号第六項第四号、第七十七号第二項第一号、第六十一号第一項第十四号及び第二百二十五号第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一

三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十七条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八号第二項第一号及び第十六号第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四号の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百八号第五項及び第三百七号の十五第六項、所得税法第七十六号第五項第一号及び第六項第四号、第六十一号第一項第十四号並びに第二百二十五号第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六号第二項第一号、第八十三号第三項第一号、第二百九号第一項、第二百二十五号の三第三号、第二百二十五号の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八号第六項第一号及び第三百二十六号第二項第一号、法人税法施行令第四十五号の三第三号、第四百四十五号の九、第七十七号第三号並びに附則第十六号第一項、第十七号及び第十八号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七号並びに第十号第一項、船主相互保険組合法第八号、地方税法第三十四号第一項第五号及び第七項並びに第三百十四号の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九号第一項第十八号、第七十六号第六項第四号、第七十七号第二項第一号、第六十一号第一項第十四号及び第二百二十五号第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、賃

号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百十五条の三第三号、第四百四十五条の九及び第四百七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百十五条の三第三号、第四百四十五条の九及び第四百七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。